

条例関係資料

仙台市宅地保全審議会条例.....	1
仙台市宅地保全審議会運営要領.....	3
附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱.....	4
仙台市情報公開条例（抜粋）.....	8

○仙台市宅地保全審議会条例

昭和五二年六月一日

仙台市条例第一五号

改正 昭和五九年三月条例第四号附則

平成五年六月条例第四〇号

平成一八年一〇月条例第六七号

(設置)

第一条 本市に仙台市宅地保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の規定による宅地造成工事規制区域の指定に関する事項

二 宅地造成等規制法第十七条第一項又は第二項の規定による改善命令に係る技術的専門事項

三 前二号に掲げるもののほか、宅地保全に関する重要な事項

(平五、六・平一八、一〇・改正)

(組織等)

第三条 審議会は、委員十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

一 宅地保全に関し知識経験を有する者

二 市議会議員

三 関係行政機関の職員

四 市職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(特別委員)

第五条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(技術専門委員会)

第七条 技術的専門事項に係る特別の事項を調査審議するため、審議会に技術専門委員会を置くことができる。

- 2 技術専門委員会は、会長の指名する委員及び特別委員（以下「技術専門委員」という。）をもって組織する。
- 3 技術専門委員会に委員長を置き、技術専門委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、技術専門委員会の事務を統括し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 委員長に事故があるときは、技術専門委員のうちからあらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(技術専門委員会の会議)

第八条 技術専門委員会の会議は、会長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 第六条第二項の規定は、技術専門委員会の会議について準用する。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭五九、三・旧第十条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭五九、三・改正）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（平五、六・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平一八、一〇・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市宅地保全審議会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、仙台市宅地保全審議会条例（昭和52年仙台市条例第15号。以下「条例」という。）第1条の規定による仙台市宅地保全審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(招 集)

第2条 会長は審議会を招集しようとするときは、審議会の日時・場所及び付議すべき事項を定め、会議を開く日の3日前までに文書で通知しなければならない。
ただし、急を要するときは、この限りではない。

(欠席の届出)

第3条 委員は事故のために審議会に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

(議 席)

第4条 委員の議席は会長がさだめる。

(審議会の開閉)

第5条 審議会の開会、休憩、延会及び閉会は会長が宣告する。

(議 題)

第6条 会長は議案を議題とするときは、その旨を宣告する。
2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の議案を一括して議題とすることができる。

(議案の説明)

第7条 会長は必要に応じ、議案の付議者及び、その他の関係者に説明を求めることができる。

(議 決)

第8条 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(議事録)

第9条 会長は、議事録を作らなければならない。
2 議事録は審議会ですだめた二以上の委員が署名捺印しなければならない。

(特 例)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会にはかって定める。

附 則

この要領は昭和52年9月12日から施行する。

附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱

(平成9年3月19日市長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び協議会等の適正な設置と円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により本市が設置するものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 職員の研修、教育を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 広聴を主たる活動内容として設置されるもの
- (3) 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (4) 個人や団体の表彰に係る審査を主たる活動内容として設置されるもの
- (5) イベントの実施や啓発等を主たる活動内容として設置されるもの
- (6) 委員が市職員のみで構成されるもの

(附属機関等の設置等)

第3条 新たに附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）を設置しようとする場合には、既存の附属機関等の所掌事務の拡大などその活用を図ることにより、最小限の設置にとどめるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する附属機関等については、廃止又は統合を行うものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 前項に規定する手段その他の行政手段等で対応可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいもの

3 協議会等の名称には、審査会、審議会、調査会その他附属機関と誤認されるような文字を用いてはならない。

(附属機関等の運営等)

第4条 附属機関等の運営については、次の事項に留意し、適正かつ効率的にこれを行うものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること

(2) 会議の公開・非公開は、当該附属機関等において決定すること。この場合において、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

ア 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる情報を扱う場合

イ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(3) 特別の事情により作成が不要又は困難な場合を除き、議事録を作成すること。この場合において、次の事項に留意して事務の簡素化及び適正化を図ること

ア 議事録には、会議の経過及びその結果の要点を簡明に記載すること

イ 議事録の作成手続には、会議録署名委員制度（委員全員の署名に代えて署名する委員をあらかじめ指定する制度）等を採用すること

（委員の数）

第5条 附属機関等の委員（臨時委員，特別委員その他必要に応じて臨時的に置かれる委員を除く。次条において同じ。）の数は、次の各号に掲げる当該附属機関等の性格に応じ、当該各号に定める人数を上限の目安とし、必要最小限のものとする。ただし、法令又は条例に定めがある場合その他特別な事情のある場合は、この限りでない。

(1) 主に個別の行政処分，行政指導等について意見を

求めるもの（第4号前段に掲げるものを除く。） 7人

(2) 主に公の施設の運営について意見を求めるもの

（第4号前段に掲げるものを除く。） 10人

(3) 主に新たな政策形成又は現に行っている事務事業の運営について意見を求めるもの（次号前段に掲げるものを除く。）

20人

(4) 前3号に掲げる活動に併せて関係機関・団体との連絡調整を行うもの及び前3号に該当しないもの

その適正な所掌事務の遂行又は活動のために必要と認められる最小限の人数

（委員の選任等）

第6条 附属機関等の委員の選任に当たっては、その役割や性格に応じて委員の公募に努めるとともに、次の事項に留意し、市民各層から適切な人材を確保し、その幅広い意見の反映を図るものとする。

(1) 同一人の長期にわたる委嘱及び他の附属機関等と重複する委嘱をできる限り避けること。やむを得ない理由がある場合においても、委嘱期間（再任の委嘱期間を含む。）にあっては10年、重複して委嘱する附属機関等の数にあっては4をそれぞれ超えないものとする

(2) 委員は、70歳以下の者から委嘱するよう努めること

(3) 前条第4号前段に掲げる附属機関等を除き、市職員は、委員に任命しないこと

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 委員の選任について法令又は条例若しくは規則に定めがある場合

(2) 委員に委嘱しようとする者が市議会議員又は国，県等の関係行政機関の職員であ

る場合

(3) 委員に委嘱しようとする者が附属機関等の所掌事務又は活動に密接な関連を有する団体の代表者又はこれに準ずると認められる者である場合

(4) 特別の知識を要すること等により他の者を委嘱することが困難な場合その他特別な事情があると認められる場合

3 前2項に定めるもののほか、女性の委員の選任については、仙台市審議会等への女性の登用促進要綱（平成4年2月14日市長決裁）によるものとする。

（協議等）

第7条 新たに附属機関等を設置する場合又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定により同条第1項の規定を適用しない場合（同条第2項第3号に掲げる場合であって、当該委員に委嘱しようとする者が同号の団体に対して委員の推薦を依頼した結果推薦された者であるときに、同条第1項第2号の規定を適用しない場合を除く。）には、行政経営課長に協議するものとする。

2 附属機関等を廃止した場合は、速やかに行政経営課長に報告するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現に設置されている協議会については、第3条第3項の規定は、適用しない。

3 この要綱の実施の際現に設置されている附属機関等については、第5条の規定は、適用しない。ただし、同条の趣旨を尊重して必要な見直しを図るよう努めなければならない。

4 この要綱の実施の際現に設置されている附属機関等については、第6条第1項から第3項までの規定は、この要綱の実施の日以後行われる当該附属機関等の委員の選任から適用する。

附 則（平成10年3月31日改正）

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成15年3月28日改正）

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成16年3月30日改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月30日改正）

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成23年5月1日改正）

この改正は、平成23年5月1日から実施する。

附 則（平成25年4月1日改正）

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月19日改正）

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

○仙台市情報公開条例 抜粋

(公文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員である者を除く。）、地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公

にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

五 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平一四、一〇・平一六、三・改正)